

[リサーチレビュー]

[2024Vol.14 No2]

[保険医学総合研究所]

[2024年8月]

[目次]

研究報告

マイナポータルと医療情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

消費者向け研究報告解説

研究報告「マイナポータルと医療情報」の解説・・・・・・・・・・・・ 8

研究報告

マイナーポータルと医療情報

はじめに

国の Dx 推進政策に基づき各種個人データのマイナーポータルへの展開が進んでいます。医療 Dx も進捗していますが、世間で最も高い関心事項は現時点（2024 年 8 月）では、健康保険証のマイナンバーカードへの 1 本化になっています。年末から開始されることや、1 本化そのものの妥当性についても、まだ議論が交錯しているところです。

さて、マイナ保険証の今後がどのようになるかはわかりませんが、少なくとも公的健康保険で医療を受けた時のオンライン資格確認は、すでに 100%近いレベルに達しています。すなわち、保険証情報と一部の医療情報はすでにデジタル化され、医療機関や保険者、自治体および支払基金などの組織でデータベース化されています。今後これらの機関のデータのさらなるデジタル化が進むはずで、そして、ネットを介した情報の交換と個人へのデータのフィードバックが進むこととなります。その結果として医療系データのマイナーポータルへの展開が、企画され開発が進んでいます。

本レポートでは、今後患者として医療機関を受診した記録がどのようにデジタル化され、何が医療機関の間で情報共有されるのか、どの医療情報が個人のマイナーポータルへ提供され閲覧できるようになるのかについて、現時点での進捗状況について解説いたします。

1) マイナーポータル閲覧に必要なマイナンバーカードについて

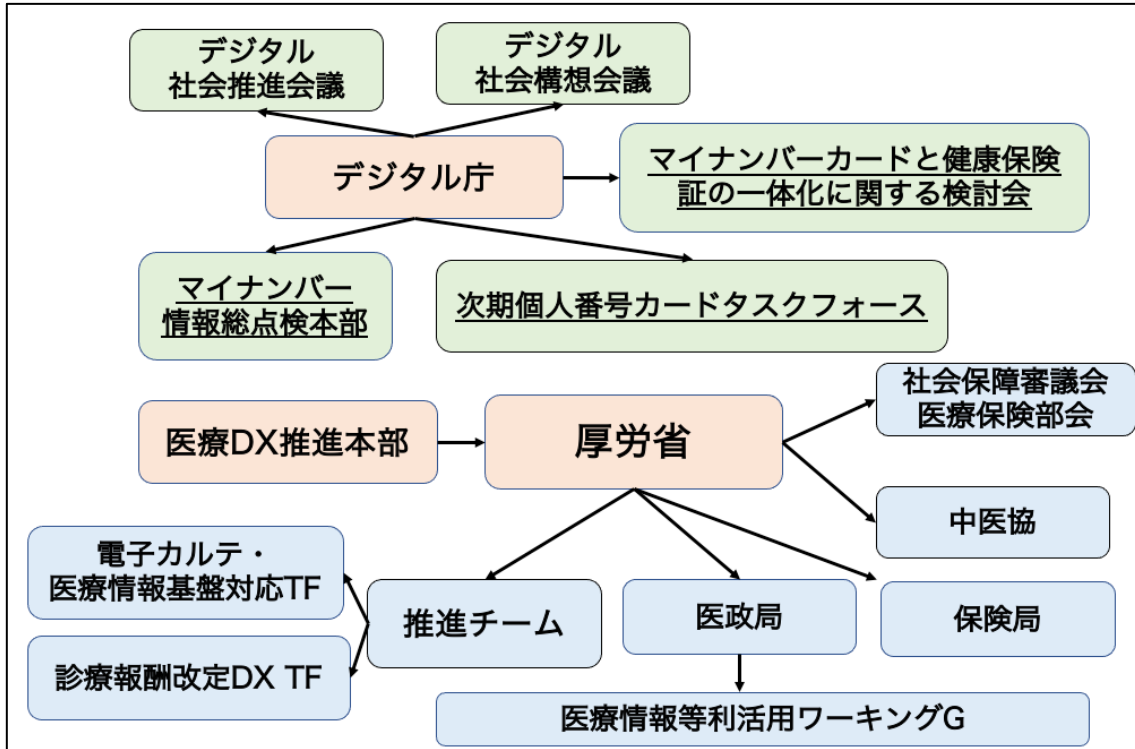
マイナーポータルは、個人の各種データが閲覧できるサイトです。閲覧するにはマイナンバーカード（申請すればマイナンバーカードをスマホに搭載することが可能なので、その場合はスマホ：Android 携帯は 2023 年 5 月から、iphone 携帯は、2024 年 6 月から）と暗証番号が必要になります。医療関連情報（予防、介護情報も含む）以外にも、税金、所得情報あるいは家族情報などが閲覧可能になっています。

マイナンバーカードには、このようにマイナーポータルを閲覧できるように、各種行政サービスを受けるための個人認証番号として 3 種類の暗証番号（4 桁）が設定されています。また税関係の個人認証としては 6 桁以上 16 桁以下の暗証番号が設定されています。マイナンバーカードは、マイナンバーの機能以外に、基本的に個人認証のためのカード機能と住民基本台帳カードなどの機能があり、IC チップには 4 種類のアプリが搭載され、このうち 3 種類のアプリを利用するために 4 種類の暗証番号が必要になっています。今後もマイナンバーカードの充実が検討されています。

マイナンバーカードをはじめ国の Dx に関する議論は、図のとおりデジタル庁で企画されていますが、医療 Dx に関する部分は、厚生労働省が主管です。何がどのように協議を経て企画されているのかを理解するには、多岐に渡る行政の部会、専門家会議などの議事を

確認しなければなりません。本レポートの内容も図の各部会等の議事、参考資料が出典元になります。

図1：マイナポータル、マイナンバーカード関連の行政部局等



注：筆者作成

2) 医療 Dx の基本方針の全国医療情報プラットフォームとマイナポータルの医療情報

国の医療 Dx の骨格は、前回のレポート第 14 巻 1 号に記載したとおり以下の 3 つです。

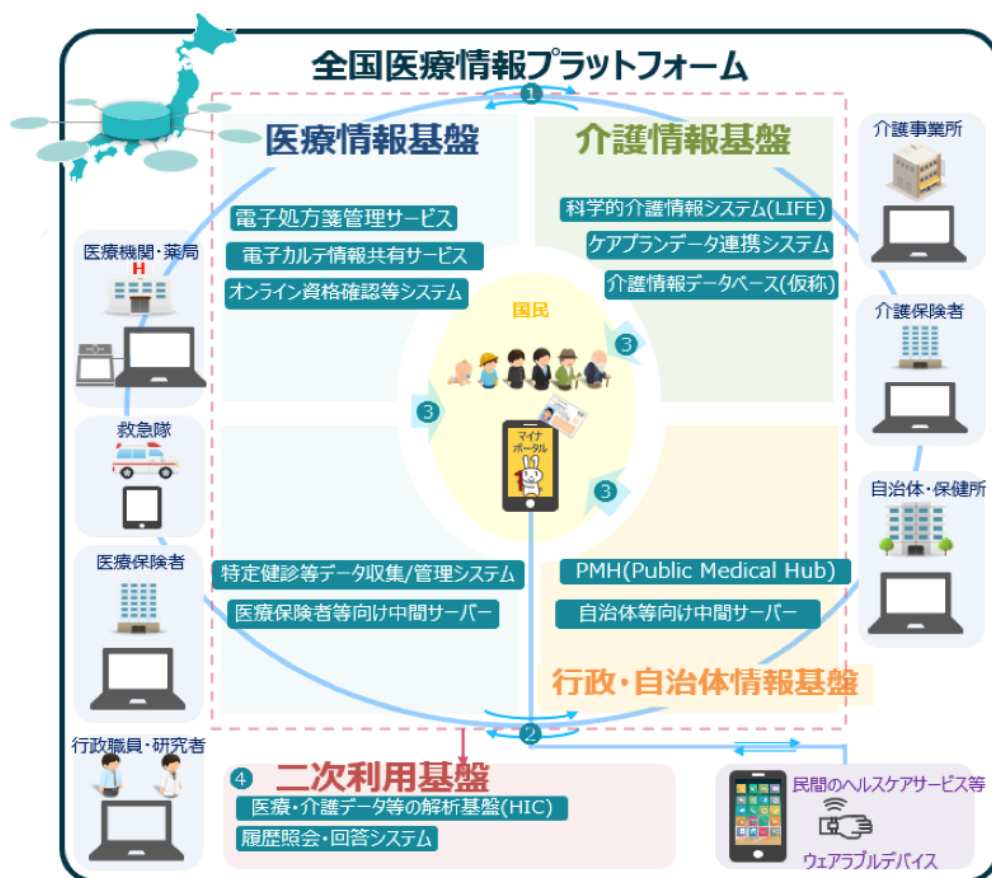
- ①全国医療情報のプラットフォームの創設
- ②電子カルテ情報の標準化
- ③診療報酬改定 DX

これ以外に、健康保険証の 1 本化が医療 Dx の柱になっていますが、医療情報の基盤整備としては上記の 3 種です。中でもマイナポータルへの医療情報の提供は、①と②が基盤の骨格となります。

医療機関で生成される医療情報は、電子カルテから各システムへデジタルデータとして転送されます。医療機関同士で患者の情報が閲覧可能になり、またマイナポータルを通して個人が医療機関へ通院した情報が閲覧できるようになります。これらのシステムの進捗は、厚

生労働省のタスクフォース（TF）や保健局・医政局等の担当部門が管理しています。その内容は、社会保障審議会や中医協へ報告されています。

図2：全国医療情報プラットフォーム



注：厚生労働省資料より転載

さて、図2のような関係機関からの情報とシステム（緑の背景）をとおしてマイナポータルへ情報が提供されます。また将来的に赤字で記載されているように医療情報等の2次利用をとおして国民の健康維持や新規予防あるいは新規治療への期待が高まっています。

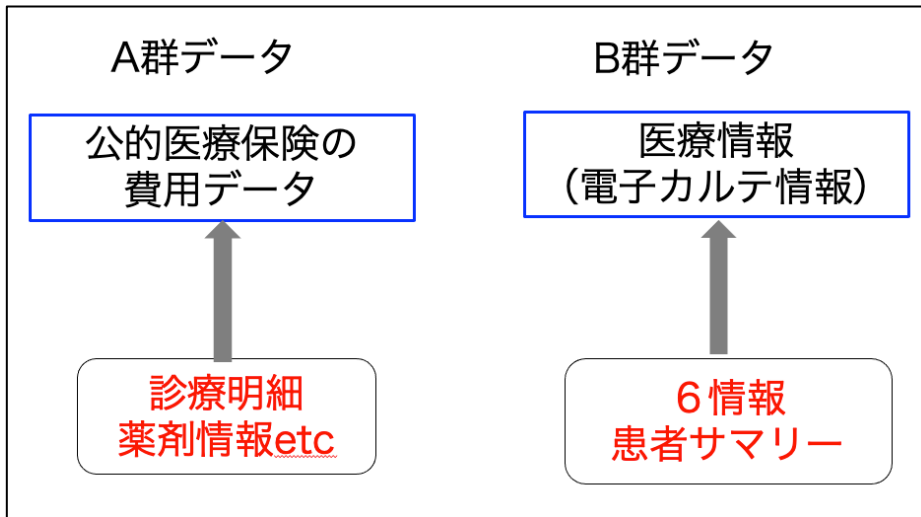
3) 患者情報として何が閲覧できるのか、いつから閲覧できるのか

マイナポータルは、国民全てに私書箱ができたようなもの（厚労省担当課長談）と解説されています。通常私書箱の中には何も情報はありません。マイナポータルの鍵を開け、閲覧したいデータ種目の指示をすると、私書箱の中にデータが入り利用者が閲覧できることにな

ります。データソースから電子カルテ情報共有サービスとオンライン資格確認等のシステムを経てデータが転送されてきます。同じ基盤をとおして医療機関はカルテ情報の閲覧が可能になります。医療機関が閲覧できる情報は3文書6情報になります。一方、電子カルテ情報で個人が閲覧できるのは、患者サマリーになります。

マイナポータルで閲覧できる情報は、図3のとおり大きく2群に分かれます。

図3：マイナポータルで閲覧できる診療情報



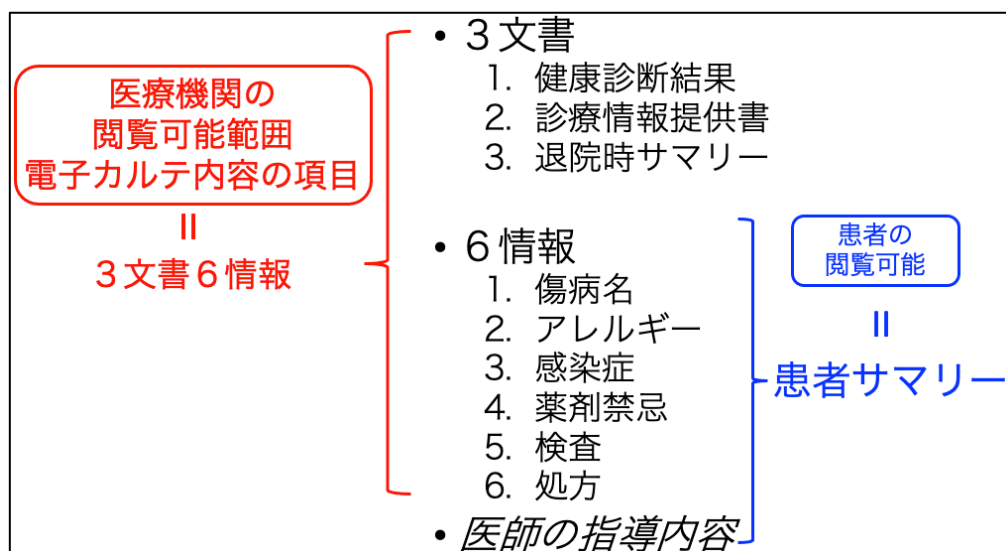
注：筆者作成、A群は診療報酬のデータでレセプト請求のデータが保険者をとおしてマイナポータルへ反映され、B群のデータは医療機関の電子カルテから提供される

A群のデータは、医療機関受診時に渡される診療明細データになります。現時点では過去3年分の医療機関受診情報が、閲覧可能で、すでに閲覧のためのシステムは完成しています。

一方のB群のデータは、2種類に分かれます（図4参照）。

- ① 医療機関同士で閲覧可能になるデータ（3文書6情報）
3文書；健診データ、診療情報提供書、退院サマリー
6情報；病名・アレルギー・薬剤禁忌・感染症・検査・処方
- ② 患者がマイナポータルで閲覧できるデータ（患者サマリー）
患者サマリー；医師の指導内容＋6情報

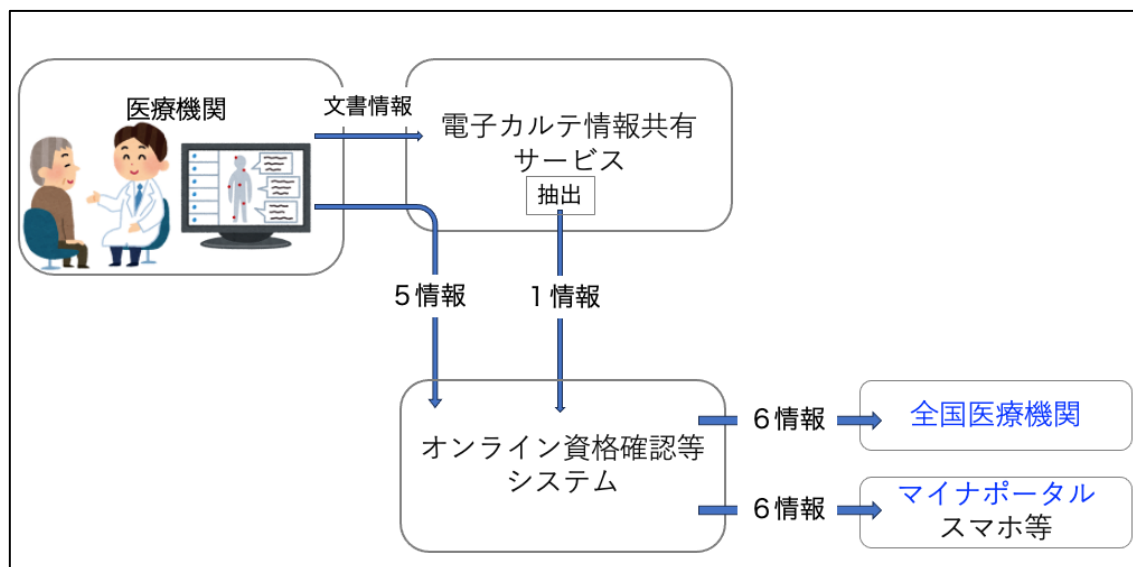
図4：カルテ情報



注：筆者作成

B群のデータの内容は、図4のとおりですが、電子カルテから全国の医療機関およびマイナポータルで閲覧できるシステムが2024年から開発され、2025年4月～8月に本番稼働になると予定されています。したがって、A群と異なりB群データはまだマイナポータルでは閲覧できません。6情報閲覧のシステムは図5のとおりです。

図5：6情報閲覧のためのシステム



注：厚労省の資料より改編転載

図のようなシステムが準備できたとしても、わかるとおり医療機関に電子カルテの導入が進まなければ、医療情報は閲覧できないままになってしまいます。残念ながら、電子カルテ

は、2020年のデータでは、中小の病院および診療所では導入は50%未満です。マイナポータル¹の医療情報を充実させるためには、何と云っても電子カルテの普及を図らなくてはなりません。現在全医療機関への導入という国の目標は2030年になっています。

4) 民間保険業界とマイナポータル

医療Dxの進展により今後の医療は大きく変わると予想されています。特にマイナポータルは、個人の医療情報が身近に存在するようになります。量的にも質的にも充実した情報です。当然、民間保険会社においても、その影響は今後大きくなるでしょう。具体的には以下のような内容が考えられます。

- ① 支払部門への影響
 - (ア) 必要帳票の見直し
 - (イ) 告知義務違反、契前発病などの判断資料としての活用
 - (ウ) 不必要入院の選別の判断資料
- ② 引受部門への影響
 - (ア) 精度の高い査定が可能になる
 - (イ) 曖昧な告知情報への補足資料としての活用
 - (ウ) 医証取寄せの代替としてマイナ情報の活用
- ③ 契約加入可否照会への影響
 - (ア) 患者サマリーの情報を参照して判断
- ④ 商品開発への影響
 - (ア) 期日情報が必須商品の開発が容易になる
 - ① 通院系の給付商品の開発
 - ② 在宅系の給付商品の開発

マイナポータルのデータが個人の許可を経て、保険会社が入手できれば様々な保険実務が新たに考えられると思われれます。支払部門が給付に際して入手している各種帳票も、大体可能になるかもしれませんが、問題は医療機関受診とマイナポータルへのデータ展開には、残念ながら1ヶ月半のタイムラグがあることが問題になるでしょう。また、告知義務違反の除斥期間を超えた給付金請求では退院証明書が利用されることもあります。電子カルテの閲覧が進むと退院証明書の発行がこれまでのような形で存続するのかは、まだ行政の公開情報には方針が見えていません。

上記の各部門以外にマイナポータルではなく、マイナンバーカードの個人身元保証カードとしての一般的な運用が拡大すると、すべての部門における事務にも影響がおよぶことは容易に予想されるでしょう。

5) おわりに

医療Dxが進展することで患者のエンゲージメントが向上すると解説されています。

またマイナポータル¹とおして個人の予防を含めた医療情報の2次利用により、民間のPHRサービスも大きく進展し、国民全体の健康改善への影響も期待されています。本レポートで触れた医療Dxは、最終ゴールを迎えているわけではありません。また新たな目標が今後も

設定されると思われます。保険業界も当然ですが、個人もその動向をウォッチしていく必要があるでしょう。

消費者向け研究報告解説

研究報告「マイナーポータルと医療情報」の解説

医療のデジタル化という医療 Dx が進展しています。その一環として、入院の電子カルテの情報が全国の医療機関で本人の同意のもとに閲覧できるようになる予定です。また、かかった医療費や電子カルテの一部の情報（患者サマリーという）がマイナーポータルから閲覧できるようになります。すでに医療費に関するデータはマイナーポータルで閲覧可能ですが、電子カルテの情報は次年度 2025 年 4 月から 8 月までにシステムが開発される予定です。全てが実現すれば、個人の医療情報がスマホのマイナーポータルのサイトから簡単に閲覧できる状態がおとずれます。すなわち医療情報が身近に存在する状況になります。国民の医療におけるエンゲージメント（疾病の理解、医師の説明の理解度、医療医の満足度、治療成績などが向上すること）が向上すると国は期待しています。医療 Dx もマイナーポータルも、今後も新たな目標が設定され、国民の健康に寄与することが考えられます。これらの進展を保険業界のみならず国民もウォッチしていくべきでしょう。